

生徒会役員選挙規定

第1章 総 則

第1条 本規定は本校生徒会会則第11条に基づいて定める。

第2条 選挙は4月、9月全会員の直接選挙とする。

第2章 選挙管理委員会

第3条 選挙の際この事務を行うために選挙管理委員会を設ける。

第4条 選挙管理委員会は各ホームルーム毎に選出された1名の委員により構成され、その任期は一年間とする。

第5条 選挙管理委員会は委員長、副委員長書記各1名をおき、委員の互選によりこれを決定する。

第6条 選挙管理委員会は次の事項を行う。

- 1 選挙の告示
- 2 立候補者の資格審査、受付とその発表
- 3 立会演説会の開催
- 4 投票の立会い
- 5 開票とその集計
- 6 当選者の確認と発表
- 7 その他選挙にともなう必要事項

第3章 役員選挙

第7条 役員への立候補は、規定の用紙を用い、会員の10名以上の推薦と1名の責任者を必要とする。

第8条 会員は同一種類の複数の役員を同時に推薦することはできない。

第9条 同一人が2種以上の役員に立候補することはできない。

第10条 投票は無記名を原則とし各役員1名ずつ該当欄に○印を記す。

第11条 立候補者が定員と同数の場合は信任投票を行い、有効投票の過半数の信任をもって当選とする。

第12条 立候補者が定員より多い場合は選挙を行い、有効投票数が会員の5割以上の場合は、得票数の多い者を当選とする。

第13条 立候補者が定員に満たない場合及び役員の欠員が生じた場合は、その役員を議会で、議員の中から互選する。互選された場合、議員はLT委員で充当する。

第14条 選挙管理委員会によって当選を認定された役員は校長の認証を経てその任に当たる。

第15条 選挙における細則は別に定めることができる。